

○もんま委員長 それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

まず初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。陳情第16号、いじめ対応についての説明に関することについてに関わりまして、委員の皆様から、特に御発言等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 それでは、各会派に判断できる状況にあるか、順次、確認させていただきたいと思えます。

まず初めに、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 判断できます。

○もんま委員長 次に、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 判断できます。

○もんま委員長 次に、公明党。

○高花委員 申し訳ありません。もう少しお時間をいただきたいと思います。

○もんま委員長 次に、日本共産党。

○石川委員 判断できます。

○もんま委員長 ただいま、判断できない、もう少し時間がかかるという会派がございましたので、今回は、保留ということにさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

次に、市の総合企画及び地方行財政に関する事項についてを議題とさせていただきます。自衛隊への個人情報提供についてです。この件につきまして、石川委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○石川委員 自衛隊への個人情報提供についてなんですけれども、この課題につきまして、私は、昨年8月の総務常任委員会でも質疑させていただきました。昨年8月の段階では今年度中、要するに昨年度ですね、18歳、22歳を迎える方の住所、氏名、生年月日、性別、この4情報を住民基本台帳から抽出して、旭川の自衛隊に閲覧させているとの答弁だったと思うんですが、これに間違いはないかどうか、まずは確認したいと思います。

○宮川総務部次長 昨年の段階では、年度内に18歳及び22歳を迎える方を抽出した名簿の閲覧により対応しております。

○石川委員 それで今年度なんですけれども、今年度も昨年度と同じように、この4情報の提供について、閲覧により対応するのかどうか、お示しいただきたいと思えます。

○宮川総務部次長 今年度につきましては、住民基本台帳から抽出した、昨年度まで閲覧で使用していたものと同じ内容の名簿を紙媒体で提供したところでございます。

○石川委員 今の、紙媒体で提供したっていうことは、もう既に提供したということなんだと思うんですけど、これ、いつ提供されたんでしょうか。

○宮川総務部次長 5月13日に提供いたしました。

○石川委員 5月13日、つい先日ですけれども、既に提供したということですね。ではなぜ、今

年度から、紙媒体により提供することにしたのか、その理由をお示しいただきたいと思います。

○宮川総務部次長 自衛隊からは、従前から、自衛隊法施行令第120条の資料の提供を求めることができるとの規定に基づく名簿の提供依頼を受けておりました。しかし、住民基本台帳法で名簿を提供できる規定がない中で、求めることができるという規定を根拠とした名簿の提供可否は、旭川市個人情報保護条例の観点からも明確でなかったため、住民基本台帳に基づく閲覧対応にとどめておりました。自治体によって判断が異なる法制度となっておりますため、全国で統一的な対応となりますよう、令和2年には、地方分権改革に関する提案募集において、法制度の明確化を求め、その結果、昨年2月に、防衛省、総務省連名で通知が発出され、自衛隊法施行令第120条に基づく資料の提供依頼に対し、住民基本台帳の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとの解釈が示されました。その通知に基づき、住民基本台帳法に基づく閲覧が認められていること、その閲覧と同じ内容の名簿を提供するものでありますことから、法令上で提供が認められると整理し、提供したものでございます。

○石川委員 昨年度までは、住民基本台帳法に基づいて閲覧対応にとどめていたと。昨年度の段階で閲覧対応していたのは、たしか第2師団の管轄の地域内では、旭川市と深川市だけだったと思うのですが、今年度、深川市はどうしたのでしょうか。

○宮川総務部次長 深川市の対応につきましては、今までは閲覧で対応しておりましたが、今後は、資料の提供ができるよう、準備を取り進めるというふう聞いております。

○石川委員 深川市は、今後は資料の提供ができるよう準備を進めているということですが、今年度についてはどうだったのでしょうか。

○宮川総務部次長 今年度は、既に閲覧を終了していると聞いております。

○石川委員 今年度は既に閲覧を終了しているということは、今年度については、まだ紙媒体では提供していないということですね。なぜ、深川市は、今年度についても閲覧での提供を続けるのに、旭川市は変更するのか、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

○宮川総務部次長 提供する名簿は、閲覧し、転記しているものと全く同内容しか記載していない名簿でありますことから、新たな情報を提供するものではないため、転記の労力削減やミスを少なくすること、市民課による閲覧時の対応も不要となりますことから、法令に基づき提供したものでございます。

○石川委員 今回、紙媒体により既に情報提供したわけなんですけれども、この紙媒体によって情報を提供するというのは、今津市長の意向でしょうか。

○宮川総務部次長 市長からは提供につきまして、検討するよう指示があったところでございます。

○石川委員 今、市長から検討するよう指示があったということなんですけれども、それはいつ頃のことですか。

○宮川総務部次長 市長から検討をするよう指示があったのは、昨年の10月でございます。

○石川委員 昨年の10月ということは、市長就任後間もなくということですね。恐らくこれ、市長になる前から自分が市長になったら、紙媒体で提供させようというふうに考えてらっしゃったのかなということは思われます。

それで、この紙媒体で名簿を提供している自治体の中には、自衛隊に個人情報を提供したくない場合、その個人の4情報、それを名簿から除外できる除外申請の制度を取っている、そういった自

治体もあるというふうにお聞きしています。旭川市には、この制度というものはあるのでしょうか。

○宮川総務部次長 いわゆる、除外申請につきましては、本市では設けておりません。

○石川委員 旭川市はこの除外申請を設けてないということなんですけれども、道内で既に、あるいは今年度から、紙媒体で情報を提供する自治体で、除外申請の制度を実施している自治体は、どの程度あるのか、分かっていたらお示しいただきたいと思います。

○宮川総務部次長 把握しております限りでは、札幌市と千歳市が除外申請を実施しております。

○石川委員 札幌と千歳は除外申請を実施していると、旭川は実施していないと。私たち会派は、紙媒体はもとより、この閲覧対応についても、すべきではないというふうに思っております。せめて、旭川市においても、除外申請の制度を実施すべきではないでしょうか。

○宮川総務部次長 自衛隊旭川地方協力本部からの依頼は、法令に基づく依頼であること、また、任意の除外対応ができない住民基本台帳法に基づく閲覧と全く同じ内容の提供依頼でありますため、今回は除外申請の実施を見送ったところでございます。

しかし、実施している自治体もありますことから、他都市の動向を踏まえ、引き続き検討してまいります。

○石川委員 そもそもなんですけれども、自衛隊へ個人情報を提供するという事は、旭川市個人情報保護条例にも反するのではないかと思うのですが、総務部の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○野崎総務部長 今回の情報提供でありますけれども、自衛隊への紙媒体による名簿提供というのは、住民基本台帳法に基づく閲覧で確認できる個人情報と全く同じ内容を提供するものであること、その名簿に住民基本台帳の写しを用いることについて、先ほど答弁させていただきましたように昨年2月の通知で、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないという解釈が明確に示されたということから、旭川市の個人情報保護条例で規定する、外部提供できる場合の法令等に定めがある場合というものに該当するというふうに解釈いたしまして、その内容からは条例の趣旨にのっとった提供になるものというふうに考えております。

○石川委員 今、部長のほうから、旭川市個人情報保護条例の法令等に定めがある場合に該当する、そういった答弁があったんですけれども、例えば、災害対策基本法第49条の11では、第1項で、市町村長は、個人情報につき、内部の目的外利用ができる旨を定め、第2項で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、外部の諸機関に名簿情報を提供するものと定めております。個人情報保護条例による法令等に定めがある場合というのは、当該自治体が所有する情報を目的外に提供することができる、そういう法令のことだと思うんですよね。災害時に、この要支援者の名簿を提供するっていうことと、自衛隊への情報提供というのは全く別物だと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○野崎総務部長 確かに、今、災害対策基本法を例にとってというお話でありましたけれども、ほかにも法令に基づくものと、法令に基づき、必要な範囲でというのは規定されているところでありまして、今回の自衛隊法第29条で規定されているのは、自衛官及び自衛官候補生の募集は、地方協力本部の行う事務というふうにされておまして、それに基づきまして自衛隊法施行令で必要な報告、資料の提出を求められることができるというふうに規定されていると。そのできる規定につきまして、今回通知により、資料の提出をすることは、今までも実施可能でありましたけれども、改め

て通知をするということで、住基法上の問題を生じるものではないというふうに通知がされたところでありますので、今回は法令に基づくものというふうに我々としては解釈しているところであります。

○石川委員 今部長のほうから、自衛隊法施行令に基づくってようなこともお話があったんですけども、住民基本台帳法第11条には、市町村による目的外の利用や、まして、外部提供についての定めというものがないんですよ。特段の問題を生じるものではないとの解釈が示されたということを先ほど来、繰り返し答弁されてらっしゃるんですけども、この特段の問題を生ずるものではないとの解釈を示した、これは、防衛省であり、総務省なんですよ。旭川が単にこの解釈に追随していいのか、一つの独立した地方自治体としてのそういった判断はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○野崎総務部長 繰り返しの答弁となって申し訳ないところでありますけれども、私どもとしては、先ほど来申し上げているとおり、自衛隊法第29条で規定されているというものの、そして自衛隊法施行令第120条での法の定めがある中で、その定めが、出せるか出せないか、自治体によって判断がまちまちだったものを、改めて、国のほうで通知を出したというふうに、それぞれ法を所管する防衛省、それと総務省のほうで連名で通知を出したということをもって、私どもとしては、法に定めがあるというふうに解釈をしているところでありますので、自治体として独自に判断をするというところは、全くないというところではありませんけれども、法律の解釈上は特段問題を生じるものではないというふうに考えているところであります。

○石川委員 あくまでも、この法令にのっとったということをおっしゃりたいんだと思うんですけども、こういった今のウクライナ情勢っていうこともあって、今後この自衛隊員になりたいって、希望する若者が減るっていうことも予想されると思うんです。こういう情勢だからこそ、自衛隊への情報提供は慎重にすべきだということを改めて申し述べまして、私の質疑を終えさせていただきます。

○もんま委員長 他に委員の皆様から御発言等ございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で予定しておりました議事は全て終了させていただきます。

そのほか、委員の皆様から御発言等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 それでは本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前10時18分